

市第92号議案

横浜こども科学館の指定管理者の指定

次のように横浜こども科学館の指定管理者を指定する。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜こども科学館	大阪府中央区淡路町3丁目6番13号	SFG・NTTファシリティーズ共同事業体 代表者 株式会社コングレ 代表取締役 隈崎 守臣 社 長	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

提 案 理 由

横浜こども科学館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

S F G ・ N T T ファシリティーズ共同事業体の構成員

- 1 大阪府中央区淡路町3丁目6番13号

株式会社コングレ

代表取締役社長 隈 崎 守 臣

- 2 東京都港区芝浦3丁目4番1号

株式会社NTTファシリティーズ

代表取締役社長 沖 田 章 喜

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （第1項から第5項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）